

第13回 高崎市簡易水道事業運営審議会会議録

日 時：令和2年2月14日（金）

午後2時00分

場 所：榛名支所4階第401会議室

報 告

- (1) 各課業務内容について
- (2) 令和2年度予算案について
- (3) (旧) 簡易水道事業基金について

出席委員6名（敬称略）

会長（榛名）	関本 岩雄
委員（倉渕）	関 一
委員（箕郷）	生方 寿雄
委員（倉渕）	安達 恵美子
委員（榛名）	樋口アサ
委員（倉渕）	石井 若江

市の出席者6名

上下水道事業管理者	新井 俊光
水道局長	福島 克明
料金課長	外所 康信
工務課長	田口 和彦
浄水課長	田畑 守
倉渕支所農林建設課長	塚本 茂之

事務局3名

経営企画課課長補佐	小池 郁生
経営企画課主査	清水 仁子
倉渕支所農林建設課課長補佐	大井 良幸

1 開 会 午後1時55分

2 あいさつ

○新井上下水道事業管理者からあいさつ

3 あいさつ

○関本審議会会長からあいさつ

4 委員及び市職員の紹介

○委員を事務局で紹介

○市職員は自己紹介

○6名の委員が出席していたので、高崎市簡易水道事業運営審議会条例第5条第2項により審議会が成立していることを報告。

5 会長が議長となり進行

○高崎市簡易水道事業運営審議会条例第5条第1項の規定により、関本会長が議長になり進行を行う。

○議長から会議録署名委員に、安達委員、樋口委員を指名した。

6 報告

○会長

事務局からご指名いただきましたので、しばらくの間議長をつとめさせていただきます。

まず、会議録を署名していただく委員を指名いたします。この件に関しては特に定めはございませんが、1回の会議において2名とし、委員の皆様は順次お願いしたいと思います。本日の会議録署名委員につきましては、安達恵美子委員、樋口アサ委員を指名いたします。両委員には、後日会議録が完成しましたら、ご署名の程よろしくお願いいたします。

なお、会議の進行については「報告1 各課業務内容について」から「報告3（旧）簡易水道事業基金について」を一括して行い、質疑応答はその後とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは最初に、「報告1 各課業務内容について」各所管課長から説明をお願いします。

○経営企画課

それでは、簡易水道事業を担当する各課の業務説明に入らせていただきますが、先に一点、報告させていただきます。

工務課、浄水課が担当する簡易水道業務について、倉渕地域におきましては、地域とのスムーズな連携等の観点から、倉渕支所農林建設課が担当しておりますが、本日の報告内容については、倉渕地域も併せての報告とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、経営企画課の主な簡易水道事業業務でございますが、こちらは口頭での説明とさせていただきます。

主な業務としましては、予算・決算に関すること、入札工事契約及び財産管理に関すること、簡易水道事業運営審議会に関する庶務事務などを担当しております。

給水人口の減少や節水意識の高まりによる収入減から、大変厳しい財政状況ですが、安心・安全な水道水の供給、及び安定した事業運営ができるよう、事業の優先内容等を考慮した予算作成に努めております。

なお、令和2年度予算案については、報告2で改めて説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○料金課長

料金課の主な事業内容につきましてご説明申し上げます。資料1をご覧ください。一点目としまして、「収納率向上への取り組み」がございまして、上下水道使用料金の未納者への収納確保を強化し、収納率の向上に努めているところでございます。

現在、月に5～6回行っている停水執行を今後も実施するとともに、停水執行者の削減をはかるため、早期に電話での督促を実施し、自主納付を推進いたします。

簡易水道の収納率の状況としましては、平成30年度については、98.63%で平成29年度の98.00%に比べ0.63ポイント上回っております。

収納率の向上対策として、年末年始などには夜間の電話催告の実施により、更なる納付の推進を図っているところでございます。

今後も水道料金未納者への収納確保の強化及び収納率の向上に努めてまいります。

次に二点目としましては、「検定満期量水器の取替業務」がございまして、量水器、いわゆる、水道メーターでございまして、計量法の規定により8年ごとに交換する必要がございまして、

令和2年度は、対象となる115個の水道メーターを順次交換してまいります。なお、地域ごとの交換数は記載のとおりでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、料金課の主な事業内容の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○工務課長

それでは、資料2に基づきまして、ご説明させていただきます。

工務課の主な施策・事業でございまして、今年度は管網整備事業、給配水管の維持管理業務を行いました。

初めに管網整備事業でございまして、水道水の安全と安定給水を図るため、老朽管の更新を行い、管の漏水や破損、水の濁りを未然に防ぎ、有収率の向上を図ると共に、災害に強い水道管路の耐震化を目的として実施する事業でございまして、

今年度は、榛名地域と倉淵地域で老朽管の布設替工事を実施いたしました。

次に漏水等修繕対応でございまして、通報や漏水調査委託により発見された漏水に対し、修繕を実施するものでございまして、

今年度12月までの漏水等修繕件数は、倉淵地域18件、箕郷地域3件、榛名地域11件の合計32件実施いたしました。

令和2年度も発見された漏水に対して、迅速な修繕を実施いたします。

以上誠に簡単でございまして、工務課の主な施策及び事業の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○浄水課長

それでは、浄水課の業務について、説明させていただきます。資料3をご覧ください。大きく3点程ございまして、浄水施設維持管理業務、水質検査業務、施設改良事業がございまして。

施設の維持管理業務につきましては、老朽化した浄水施設の修繕や施設の維持管理を行うもので、取水施設、配水施設が対象となります。地域ごとの施設は資料のとおりです。

水質検査につきましては、水道水の安全を確保するため、水質検査計画に基づき原水や浄水の水質検査を行うものです。検査項目については水道基準の51項目のほか、水質管理目標設定項目26項目、農薬類17項目をチェックし、年間約500件の検査を実施しております。

令和2年度も水質検査計画を策定し、引き続き同規模の検査体制で対応する予定です。

施設改良事業としましては、水道水の安定供給を目的として、浄水施設の更新及び改良を行います。令和2年度の事業は資料記載のとおりです。

以上、浄水課の主な事業説明とさせていただきます。

○会長

ありがとうございました。続きまして、「報告2 令和2年度予算案について」経営企画課から説明をお願いします。

○経営企画課

それでは、報告(2)「令和2年度簡易水道事業の予算(案)」についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

公営企業会計の制度上、経常的な経営活動の収支としての「収益的収入及び支出」と、建設改良事業等の収支としての「資本的収入及び支出」に区分して計上しております。

まず、収益的収入である「簡易水道事業収益」は、1億609万8千円の計上でございます。

1項「営業収益」には、主たる営業活動から生じる収入を計上しております。

1目「給水収益」は、水道料金収入でございまして、ここ数年の決算額の推移を勘案し、5,645万3千円を見込んでおります。

2目「受託工事収益」は、消防局から依頼を受けて実施する消火栓修繕工事等に係る受託収入として、40万円を見込んでおります。

3目「加入金」は、新規加入5件分、35万2千円を見込んでおります。

4目「その他の営業収益」は、公共下水道事業会計からの検針等に係る負担金など、25万円を見込んでおります。

2項「営業外収益」には主たる営業活動以外から生じる収入を計上しております。
1目「財産貸付収益」は、水道用地の貸付けによる収入で、1万3千円を計上しております。

2目「他会計補助金」は、簡易水道事業費用に充てる一般会計からの繰入金で、269万5千円を計上しております。

3目「長期前受金戻入」は、償却資産の取得及び改良のため過年度に交付された補助金等を減価償却費に応じて順次収益化するという、会計処理上の収益を計上しております。

4目「その他の雑収益」は、東京電力からの架設送電線路補償料など、14万2千円を見込んでおります。

3項「特別利益」は、経常的な収益に該当しない、臨時的な収入を計上する予算科目で、存目計上しております。

次に、収益的支出である「簡易水道事業費用」でございますが、

1億3,952万3千円の計上でございます。

1項「営業費用」には、主たる営業活動から生じる費用を計上しております。

1目「原水及び浄水費」は、浄水施設や水源等の維持管理に要する費用で、水質検査手数料、浄水施設修繕費、配水池清掃業務など、3,410万7千円の計上でございます。

2目「配水及び給水費」は、配水管等の維持管理に要する費用で、漏水修繕費など、835万円を計上しています。

3目「受託工事費」は、消火栓修繕の受託工事を実施する費用で、37万8千円を計上しております。

4目「業務費」は、検針や料金の調定及び収納などに要する費用で、760万6千円を計上しております。

5目「総係費」は、事業運営に必要となる総括的な費用で、倉渕支所の人件費負担金など、718万5千円を計上しております。

6目「減価償却費」及び7目「資産減耗費」は、所有資産に係る原価の減少分を計上しております。

8目「その他の営業費用」は、存目計上しております。

2項「営業外費用」は、主たる営業活動以外から生じる費用を計上しております。

1目「支払利息及び企業債取扱諸費」は、簡易水道債の支払利息535万1千円を計上しております。

2目「雑支出」は、存目でございます。

3項「特別損失」には、経常的な費用に該当しない、臨時的な費用を計上しております。1目「固定資産売却損」は、存目でございます。

2目「過年度損益修正損」は、過年度の水道料金の調定誤り等による減額分、

12万5千円を計上しております。

4項「予備費」には、不測の修繕工事等に備え、200万円を計上しております。

続きまして、「簡易水道事業資本的収入」ですが、5,040万6千円の計上でございます。

1項「出資金」は、簡易水道債の償還金に充てる一般会計からの繰入金で、1,200万5千円を計上しております。

2項「企業債」は、建設改良費に充当する借入金収入で、3,630万円を計上しております。

3項「負担金」は、群馬県からの依頼工事に係る負担金収入で、210万円を計上しております。4項「固定資産売却代金」は、存目でございます。

最後に「簡易水道事業資本的支出」ですが、7,512万2千円の計上でございます。

1項「建設改良費」は、建設工事などに係る支出を計上しております。

1目「管網整備費」は、中部簡易水道権田・岩下地区配水管布設替工事に係る路面復旧費など、440万円を計上しております。

2目「負担工事費」は、群馬県からの依頼工事に係る支出で、配水管の切り廻し工事費、300万円を計上しております。

3目「施設改良費」は、各浄水施設に係る更新工事の費用として、4,294万4千円を計上しております。

2項「固定資産購入費」は、新しく設置する量水器の費用で、1万5千円を計上しております。

3項「企業債償還金」は、簡易水道債の償還元金2,376万3千円を計上しております。

4項「予備費」は、緊急工事など、不測の資本的支出に備え、100万円を計上しております。以上で、令和2年度の簡易水道事業の予算概要説明を終わらせていただきます。

○会長

ありがとうございました。続きまして、「報告3(旧)簡易水道事業基金について」経営企画課から説明をお願いします。

○経営企画課

それでは、報告(3)「(旧)簡易水道事業基金について」ご説明いたします。お手元の資料5をご覧ください。

簡易水道事業基金につきましては平成18年の合併時に旧倉渕村から引き継いだものであり、これまで倉渕地域における施設整備費に活用してまいりました。平成30年度からの公営企業会計移行後は、基金としては廃止しており、残額を

企業会計に引き継いだうえで、これまでどおり倉渕地域の施設整備費に活用しているところです。

今年度は、中部簡易水道配水管布設替工事(1,298,160円)及び、倉渕地区簡易水道監視システムパソコン更新工事(1,274,400円)を実施し、残高につきましては、令和元年度末では、14,125,984円の予定です。

令和2年度予算では、倉渕地域の管網整備並びに施設改良費として、7,003,000円を使用予定であり、残高につきましても清算になるまで本審議会の中で報告させていただきたいと考えております。

「(旧)簡易水道事業基金について」の説明は以上です。

○会長

ありがとうございました。それではただいまから質疑に入ります。ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。これ以外でも地域の簡易水道に関してご質問がありましたら、よろしくお願いします。

○会長

特にご意見等はございませんか。それでは本日予定していた内容は全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。皆様のご協力、誠にありがとうございました。

7 閉 会 午後2時30分

第13回 高崎市簡易水道事業運営審議会会議録について、前記のとおり相違ないことを署名する。

令和2年 月 日

会 長 印

委 員 印

委 員 印